四　次に掲げる事項を記載した書面

イ～ヘ　［略］

ト　次項の規定により業務の範囲を限って検定を行う場合にあっては、検定管理責任者が申請の日から起算して過去五年以内に国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が実施する指定検定機関の検定に関する講習を修了した旨及び修了年月日

チ・リ　［略］

五・六　［略］

２　［略］

別表第四（第十条関係）

指定検定機関の区分	検定設備			検定を実施する者		非自動はかり	ホッパースケール
	名称	性能	条件	人数			
	［略］	［略］	次のいずれかに該当すること。 一　［略］ 二　［略］ 三　［略］ 四　質量計の検査に三年以上従事した者 五　一、二又は四に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者	［略］		［略］	［略］

四　次に掲げる事項を記載した書面

イ～ヘ　［略］

ト　次項の規定により業務の範囲を限って検定を行う場合にあっては、検定管理責任者が申請の日から起算して過去二年以内に国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が実施する指定検定機関の検定に関する講習を修了した旨及び修了年月日

チ・リ　［略］

五・六　［略］

２　［略］

別表第四（第十条関係）

指定検定機関の区分	検定設備			検定を実施する者		非自動はかり	ホッパースケール
	名称	性能	条件	人数			
	［略］	［略］	次のいずれかに該当すること。 一　［略］ 二　［略］ 三　［略］ 四　一又は二に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者	［略］		［略］	［略］

	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動補足式はかり	燃料油メーター
	［略］	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］	［略］
四　自動はかりの検査に三年以上従事した者 五　一、二又は四に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者				
［略］				
次のいずれかに該当すること。 一　［略］ 二　［略］ 三　［略］ 四　体積計の検査に三年以上従事した者 五　一、二又は四に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者				

	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動補足式はかり	燃料油メーター
	［略］	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］	［略］
［新設］				
［略］				
次のいずれかに該当すること。 一　［略］ 二　［略］ 三　［略］ ［新設］ 四　一又は二に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者				

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。